

那覇市立学校職員ハラスメント苦情処理委員会要綱

令和3年3月12日学校教育部長決裁

(設置)

第1条 職員からのハラスメント(那覇市立小学校及び中学校職員服務規程(平成3年教育委員会訓令第1号)第5条第1項のセクシュアル・ハラスメント、同条第2項のパワー・ハラスメント及び同条第3項の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをいう。)に関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)に迅速かつ適切に対応するため、那覇市立学校職員ハラスメント苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、苦情相談に関する問題を迅速かつ適切に解決するよう、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 苦情相談に係る問題の事実関係を確認すること。
- (2) 苦情相談に係る当事者に対する助言等を行うこと。
- (3) その他苦情相談に係る問題の解決に必要な措置に関する助言等を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員会の委員は、学校教育部長、学校教育部副部長、学校教育課長及び教育長が任命する職員とする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には学校教育部長、副委員長には学校教育部副部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、苦情相談を受けた相談員又は苦情相談を行った職員からの開催要請に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長を除き、委員半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員は、自己又は親族に関する事案については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは会議に出席し、発言することができる。

(関係者の意見聴取等)

第6条 委員会は、審議のため必要があるときは、苦情相談を行った職員その他の関係者(次条において「関係者等」という。)の出席を求め、その説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出をさせることができる。

2 委員会は、審議のため必要があるときは、産業医、弁護士その他の専門的知識を有する者から意見を聞くことができる。

(プライバシーの保護)

第8条 委員は、関係者等のプライバシーの保護に留意し、関係者等が不利益な取扱いを受けることのないようにしなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。